

平成29年度供給計画の取りまとめに関する経済産業大臣への意見について

平成29年度の供給計画の取りまとめに当たって、電気事業法第29条第2項の規定に基づき、下記のとおり意見します。

記

1. 容量市場創設の必要性がより鮮明に

連系線による供給力の融通を考慮する前の需給バランスにおいて、特に事業者間競争の激しい東京・中部・関西エリア（中央3エリア）において予備率8%を下回る年度があり、その要因を調査したところ、以下のことが明らかになった。

①中央3エリアでは、

- ・旧一般電気事業者である小売電気事業者は、供給者変更需要（いわゆるスイッチング）に伴い自社需要が減少していくと想定し、
- ・旧一般電気事業者である発電事業者は、経年火力の休廃止を進めることにより、保有する供給力を減少させていく予定であること

②昨年度と同様、中小規模の小売電気事業者は、自社で確保する供給力の割合が低いこと

こうした状況にあっても、新規の電源開発も計画されているため、これらがすべて計画どおりに建設されれば、安定供給の確保は可能な状況にある。

しかしながら、事業者間競争の激しいエリアにおいて、相対的に予備率が低下している事実を踏まえれば、事業者は、今後、更なる競争の進展に伴い、新規電源の開発時期を遅らせたり、経年火力の休廃止を加速させたりする可能性があると考えられる。このような事象が起これば、次第に需給がひっ迫し、ひいては電力市場価格の乱高下が生ずるおそれがある。また、電源の投資決定から運転開始までのリードタイムを考慮すれば、電力市場価格の高止まりが発生する可能性も否定できない。

このため、電力システム改革貫徹のための政策小委員会中間とりまとめにおいては、すでに、中長期的に必要な供給力及び調整力を、最も効率的に確保するための手段として、容量市場の創設が提言されているところ。

本機関としては、今般の供給計画の取りまとめを通じて明らかになった状況を踏まえ、これまで以上に需給バランス状況にも目を配りつつ、同中間とりまとめに基づき、容量市場の検討を着実に進めていく。国においても、詳細検討を深めるに当たっての基本的な考え方について、同中間とりまとめにおいて示されたスケジュールどおりに容量市場が創設されるよう、引き続き検討を進められたい。

2. 広域運用における再生可能エネルギー出力抑制回避に向けた対応について

再生可能エネルギーの設備量は年々増加傾向にあり、特に太陽光発電の伸びが顕著となっている。

今後、再生可能エネルギーは、各エリアで設定している30日等出力制御枠を超えて連系されていくことが見込まれており、離島以外でもエリア内の下げ調整力が不足し、再生可能エネルギーの出力抑制が行われる可能性が生じている。

再生可能エネルギーの出力抑制を可能な限り回避し、効率的に再生可能エネルギーの導入を図るため

には、他エリアの下げ調整力を活用した連系線等の既存流通設備の最大限の活用が必要である。また、既存流通設備を最大限活用してもなお再生可能エネルギーの抑制が相当量行われる場合には、系統増強が必要と判断される場合もあり得る。

このため、国においては、更なる再生可能エネルギーの最大限の導入拡大に向けて、他エリアの下げ調整力を使用するために必要な仕組み※や、連系線を含む流通設備増強の在り方、その費用負担の考え方等について、国民負担の最小化に配慮しつつ、具体的な対応を検討されたい。

※他エリアにおいて、経済性によることなく、最低負荷がより小さい火力設備を運転（例えば石炭設備を停止して石油設備を運転）することや、本来は上げ調整力に活用すべき揚水の上池容量を空けておくことなどにより、下げ調整力を準備した場合の費用回収の在り方など

3. 実効性のある調整力確保の仕組みについて

太陽光発電等の導入が拡大し、調整電源の必要性が高まっている一方、発電電力量に占めるLNG火力及び石油火力等の割合は、今後、減少していく傾向が認められた。また、上記1のとおり、今後、更なる競争の進展に伴い、事業者が、新規電源の開発時期を遅らせたり、経年火力の休廃止を加速させたりする可能性もある。

こうした中、供給計画の取りまとめを通じて、今後の調整力の確保について、将来的に競争がより一層進んだ場合、十分な量の調整力が確保できないおそれや、今後建設される電源が、調整力として必要な機能を具備しなくなるおそれがあるのではないかとの懸念が、一般送配電事業者から示された。

一般送配電事業者が必要な調整力を確実に確保できる仕組みの構築は重要であるとの認識の下、今後、一般送配電事業者が、調整力公募等の既存の仕組みや、新たに創設する予定の市場（容量市場や需給調整（リアルタイム）市場）などを通じて、広域調達の選択肢も含め、確実かつ経済合理的に調整力を確保できる仕組みを整備していく必要がある。

本機関としては、広域的な調整力運用も視野に入れた必要な調整力の量・質等条件の検討など技術的な検討を進めていく。国においても、引き続き、基本的な考え方を整理するとともに、本機関と連携して制度設計について検討を進められたい。

以 上